

毎月勤労統計調査における指数等

厚生労働省大臣官房統計情報部
雇用・賃金福祉統計課

毎月勤労統計調査で作成している指数等

1 指数の作成

雇用、賃金及び労働時間の各調査結果の時系列比較を目的として、基準年の年平均(以下「基準数値」という。)を100とする指数を作成。

現在の指数の基準年は、平成22年(2010年)。

2 指数の改訂

指数は、

(1) 基準年の変更(以下「基準時更新」という。)

(2) 第一種事業所(30人以上規模)の抽出替え
という2つの事由に伴い、過去に遡って改訂。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

3 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行うものである(指数の基準時に関する統計基準(平成22年3月31日総務省告示第112号)に基づく)。

この基準時更新では、各指数を全期間にわたって改訂するが、増減率は改訂しない。

ただし、実質賃金指数については、改訂された消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)も併せて適用して再計算を行うため、増減率も再計算する。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

4 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正） （賃金指数・労働時間指数）

経済センサスの実施周期に合わせて、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行っている。

その際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことにより、単位集計区分内の集計値^(注)にギャップが生じるため、新旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するために、それを技術的に補正している。

この補正のことを「ギャップ修正」と呼んでいる。

(注)リンク・リラティブ方式で集計している労働者数を除く。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

5 ギャップ修正の基本的な考え方

- ①第一種事業所の抽出替え(新母集団枠に基づくもの)実施月の新サンプルによる調査結果は、最新の事業所情報を反映した水準と考えられる。
- ②一方、旧サンプルの調査結果についても、それぞれの調査時点での事業所情報を反映した水準であると考えられる。
- ③調査対象が入れ替わったことによる新・旧結果の「ずれ」について、新・旧の期間をまたぐ分析を行う際には、抽出替えを行った月に急激な変化が生じたと考えることは、不適切であると考えられるため、旧サンプルの結果が新サンプルの結果になめらかに接続するよう、旧サンプルの調査開始時点に遡って段階的に調整する。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

6 ベンチマークの更新(労働者数のギャップ修正)

毎月勤労統計調査においては、単位集計区分毎に前月のベンチマーク^(注1)に対して、標本事業所における前月から当月への変動を反映し、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式で労働者数を推計している。

また、この労働者数は、単位集計区分の集計値を積み上げる際のウェイトとしても利用している。

なお、労働者数のベンチマークの数値については、民営・公営事業所を対象とする経済センサス基礎調査^(注2)の結果が利用できるタイミングで更新している。

更新したベンチマークと従来からの推計値との乖離についても、ギャップ修正を行っている。

(注1) 前月の母集団労働者数に雇用保険事業所データによる補正を施したもの。

(注2) 経済センサスには、公営事業所を含めた全事業所を対象とする「基礎調査」と民営事業所のみを対象とする「活動調査」がある。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

7 ギャップ修正の対象

(労働者数のベンチマークの更新を行う場合)

常用雇用指数、賃金指数、労働時間指数

(労働者数のベンチマークの更新を行わない場合)

賃金指数、労働時間指数

- 各指数のギャップ修正に使用するギャップ率については、単位集計区分、積上げ集計区分毎に、それぞれ算出。
一般労働者・パートタイム労働者別の賃金・労働時間指数についても、同様の方法で算出するが、一般労働者・パートタイム労働者別の常用雇用指数は、別の方法で算出。
- 賃金指数については、いずれの指数についても「きまって支給する給与」のギャップ率を使用。
- 毎月の賃金額、労働時間の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行わない。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

8 ギャップ修正の対象と使用するギャップ率

指数の種類	ギャップ修正に使用するギャップ率
現金給与総額指数	きまって支給する給与
きまって支給する給与指数	きまって支給する給与
所定内給与指数	きまって支給する給与
総実労働時間指数	総実労働時間
所定内労働時間指数	所定内労働時間
所定外労働時間指数	所定外労働時間
常用雇用指数(就業形態計)	常用労働者数
常用雇用指数(一般労働者)	一般労働者数
常用雇用指数(パートタイム労働者数)	パートタイム労働者数

※ 指数を作成していない所定外給与、特別に支払われた給与及び夏季・年末賞与の増減率についても、全て同様の考えで、ギャップの補正計算を行っている(使用するギャップ率は、きまって支給する給与)。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

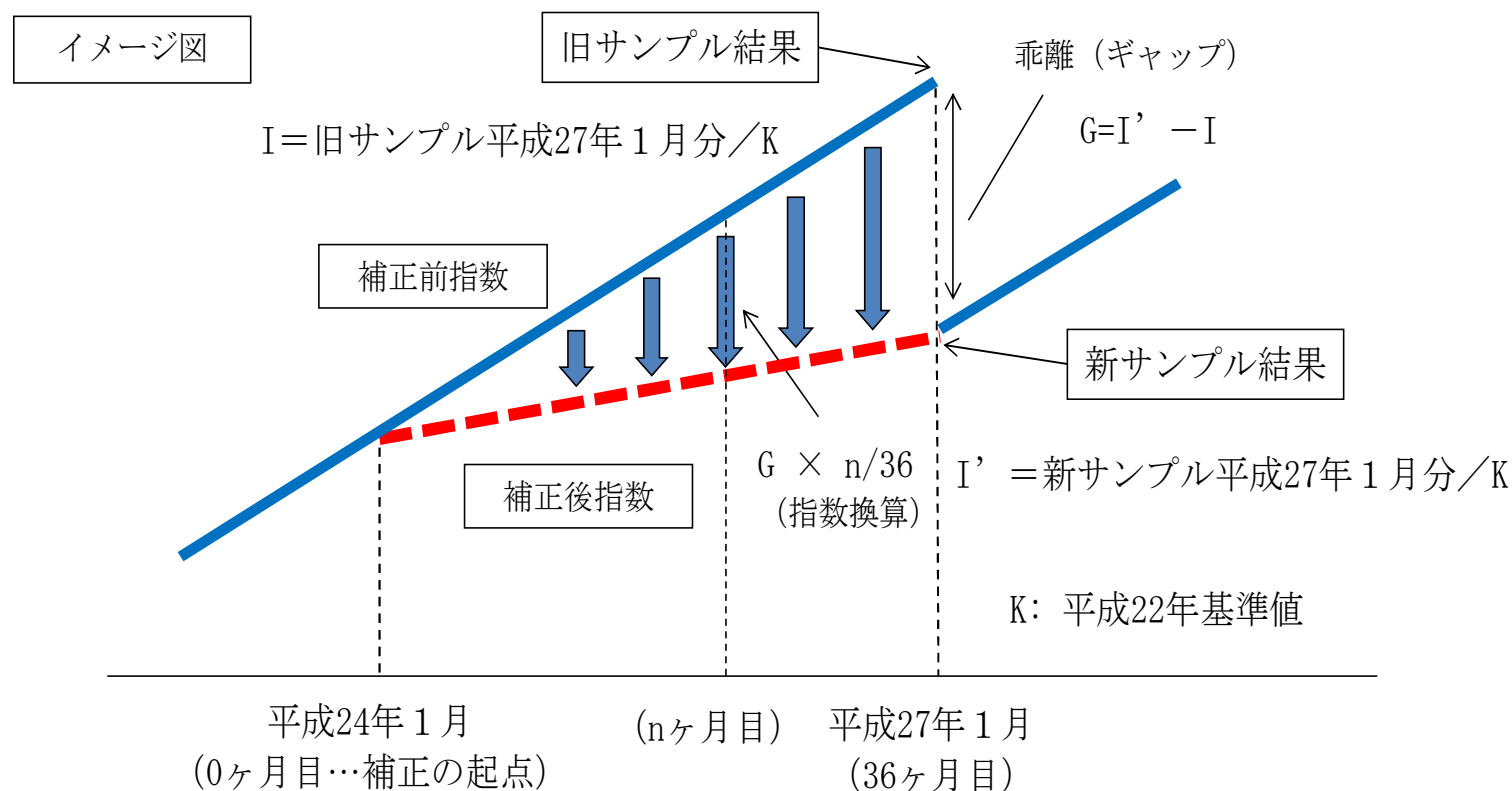
9 過去のギャップ率とギャップ水準 (賃金指数・労働時間指数)

	きまって支給する給与		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	ギャップ率	ギャップ水準 (円)	ギャップ率	ギャップ水準 (時間)	ギャップ率	ギャップ水準 (時間)	ギャップ率	ギャップ水準 (時間)
平成27年1月抽出替え	0.9887054	▲ 2,932	0.9992674	▲ 0.1	0.9984102	▲ 0.2	1.0093458	0.1
平成24年1月抽出替え	0.9970385	▲ 770	1.0051395	0.7	1.0031646	0.4	1.0306122	0.3
平成21年1月抽出替え	0.9873933	▲ 3,347	0.9948868	▲ 0.7	0.9929688	▲ 0.9	1.0224719	0.2
※常用労働者5人以上、調査産業計								

毎月勤労統計調査で作成している指数等

10 平成27年1月分調査における指数の改訂のイメージ

平成24年次フレーム(事業所母集団データベース)に基づく第一種事業所の抽出替えを平成27年1月分調査で行ったことに伴い、賃金指数及び労働時間指数の改訂を行った。



※ わかりやすさのための簡易的な図解であり、実際の計算は、新サンプル結果と旧サンプル結果の比であるギャップ率を用いて計算している。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

11 平成27年1月分調査における指数の改訂 (ギャップ率を用いた計算方法)

抽出替えに伴うギャップを、

$$G(\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成27年1月分新調査結果}}{\text{平成27年1月分旧調査結果}}$$

として、前回の抽出替えの翌月の平成24年2月分から平成26年12月分までの各月の指数を次式により補正。

$$I' (\text{補正後指数}) = I (\text{補正前指数}) \times \left\{ 1 + \frac{n}{36}(G-1) \right\}$$

ここで、 n は、平成24年2月から当該月までの月数とする(平成24年2月; $n=1$ 、平成26年12月; $n=35$)。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

12 常用雇用指数のギャップ修正

常用雇用指数(就業形態計)については、経済センサスの常用雇用者数をベンチマークとし、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。

一般労働者・パートタイム労働者別の常用雇用指数については、基本的には、常用雇用指数(就業形態計)の補正の考え方と同様に行っているが、新母集団労働者数を用いて新・旧の両サンプルそれぞれの集計を行った場合、旧調査結果と新調査結果とでは、前月末の一般労働者・パートタイム労働者数の推計値にギャップが生じるため、常用雇用指数(就業形態計)の補正に加えて、このギャップについての補正を行っている。

※ パートタイム労働者比率については、実数値系列の扱いでギャップ修正を行っていない。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

13 平成24年1月分調査における常用雇用指数の改訂

(1) 常用雇用指数(就業形態計)

平成24年1月分の補正においては、ベンチマークを平成18年事業所・企業統計調査(平成18年10月1日現在)から平成21年センサス(平成21年7月1日現在)に変更したことから、平成18年10月分以降についてギャップ修正を行った。

具体的な指数の補正方法は次ページのとおり。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

(常用雇用指数(就業形態計)の補正方法)

ア 平成21年センサスの常用雇用者数と毎月勤労統計調査の推計常用労働者数とのギャップを

$$G_1(\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成21年センサスの常用雇用者数}}{\text{平成21年7月分前月末推計常用労働者数}}$$

として、平成18年10月分から平成21年6月分までの各月の指数を次式により補正する。

$$I'(\text{修正後指数}) = I(\text{修正前指数}) \times \left\{ 1 + \frac{n}{33}(G_1 - 1) \right\}$$

ここで、 n は、平成18年10月から当該月までの月数とする(平成18年10月; $n=1$ 、平成21年6月; $n=33$)。

イ また、このギャップ率 G_1 を用いて、平成21年7月分から平成23年12月分までの指数を次式により補正する。

$$I'(\text{修正後指数}) = I(\text{修正前指数}) \times G_1$$

毎月勤労統計調査で作成している指数等

(2) 一般労働者・パートタイム労働者別常用雇用指数

一般労働者・パートタイム労働者別常用雇用指数は、基本的には、(1)の常用雇用指数(就業形態計)のギャップ修正の考え方と同様であるが、平成24年1月分について、新母集団労働者数を用いて新・旧の両サンプルそれぞれの集計を行った場合、旧調査結果と新調査結果とでは前月末の一般労働者・パートタイム労働者数の推計値にギャップが生じるため、上記(1)の修正に加えて、このギャップについての補正を平成19年1月分以降の指数について行った。

具体的な指数の補正方法は次ページのとおり。

(パートタイム労働者の常用雇用指数の補正方法を示すが一般労働者の常用雇用指数の補正も同様。)

毎月勤労統計調査で作成している指数等

(一般労働者・パートタイム労働者別常用雇用指数の補正方法)

ア 平成18年10月分から平成21年6月分までの指数を次式により補正する。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \text{ (修正前指数)} \times \left\{ 1 + \frac{n}{33}(G_1 - 1) \right\}$$

ここで、 n は、平成18年10月から当該月までの月数とする(平成18年10月; $n=1$ 、平成21年6月; $n=33$)。 G_1 は、上記(1)アにより算出したギャップ率。

また、このギャップ率 G_1 を用いて、平成21年7月分から平成23年12月分までの指数を次式により補正する。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \text{ (修正前指数)} \times G_1$$

毎月勤労統計調査で作成している指数等

(一般労働者・パートタイム労働者別常用雇用指数の補正方法)

イ 上記アにより補正された指数から逆算された平成23年12月末の推計パートタイム労働者数と、平成24年1月分の新調査結果による前月末の推計パートタイム労働者数との間にギャップがあるため、

$$G_2(\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成24年1月分新調査結果による前月末パートタイム労働者数}}{\text{アにより修正された指数から逆算された平成23年12月分本月末パートタイム労働者数}}$$

※ 一般労働者の場合は、上記算式の「パートタイム労働者数」を「一般労働者数」に読み替えて計算する。

をギャップとして、平成21年1月分から平成23年12月分までの各月の指数を次式により再度補正する。

$$I'' = I' \times \left\{ 1 + \frac{n}{36}(G_2 - 1) \right\}$$

ここで、 n は、平成21年1月から当該月までの月数とする(平成21年1月; $n=1$ 、平成23年12月; $n=36$)。

毎月勤労統計調査で作成している指数等

(3) 過去のギャップ率とギャップ水準(常用雇用指数)

	常用雇用指数 (就業形態計)		常用雇用指数 (一般労働者)		常用雇用指数 (パートタイム労働者)	
	ギャップ率 G ₁	ギャップ水準 (人)	ギャップ率 G ₂	ギャップ水準 (人)	ギャップ率 G ₂	ギャップ水準 (人)
平成24年1月抽出替え (平成21年経済センサス-基礎調査-)	1.0231256	1,020,731	0.9989599	▲ 33,883	1.0036593	47,759
平成21年1月抽出替え (平成18年事業所・企業統計調査)	0.9775544	▲ 982,832	0.9914013	▲ 279,040	1.0257003	300,673
※常用労働者5人以上、調査産業計						